



栃木県公報

平成28年
12月2日(金)
第2840号

目次

告示

○道路の区域の変更..... 1095
○道路の供用開始..... 1096

公告

○都市計画の変更の案の縦覧等..... 1096

告示

栃木県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年12月2日から平成29年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利太田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
5	前	足利市借宿町389-10から 足利市借宿町421-1まで	18.5～22.4	9.8	
	後	足利市借宿町389-10から 足利市借宿町421-1まで	18.5～22.4	9.8	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 真岡那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
61	前A	芳賀郡市貝町大字赤羽3460-1から 芳賀郡芳賀町祖母井南三丁目8-1まで	5.6～20.0	1,057.0	
	前B	芳賀郡市貝町大字赤羽3460-1から 芳賀郡芳賀町祖母井南二丁目8-2まで	16.4～25.6	920.0	
	後	芳賀郡市貝町大字赤羽3460-1から 芳賀郡芳賀町祖母井南二丁目8-2まで	16.0～33.5	920.0	

栃木県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年12月2日から平成29年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
5	主要地方道 足利太田線	足利市借宿町389-10から 足利市借宿町421-1まで	平成28年12月2日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡市貝町大字赤羽3414-8から 芳賀郡市貝町大字赤羽3414-8まで	平成28年12月2日
246	一般県道 草久栗野線	鹿沼市入粟野字五月842番地先から 鹿沼市入粟野字大出723-3番地先まで	平成28年12月2日
322	主要地方道 上横倉下岡本線	宇都宮市宝井町560-2から 宇都宮市宝井町568-1まで	平成28年12月2日

(道路保全課)

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月2日

栃木県知事 福田 富一

- 都市計画の種類及び名称
小山栃木都市計画道路3・2・101号粟の宮線及び3・4・7号小山野木線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
小山市大字粟宮の一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び小山市都市整備部都市計画課
- 縦覧期間
平成28年12月2日から同月16日まで

(都市計画課)